



農福連携をめぐる情勢

農林水産省 農村振興局 都市農村交流課

- 農福連携とは、障害者等の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を促す取組。
- 農林水産省では、厚生労働省、法務省、文部科学省と連携して、「農業・農村における課題」、「福祉(障害者等)における課題」、双方の課題解決と利益(メリット)があるWin-Winの取組である農福連携を推進。

「農」と福祉の連携(=農福連携)

【農業・農村の課題】

- ・農業労働力の確保
※毎年、新規就農者と同程度の農業従事者が減少
- ・荒廃農地の解消 等
※再生利用可能な荒廃農地は全国で約9万ha

【福祉(障害者等)の課題】

- ・障害者等の就労先の確保
※障害者約965万人のうち雇用施策対象となるのは約377万人、うち雇用(就労)しているのは約100万人
- ・工賃の引き上げ 等

障害者等が持てる能力を発揮し、それぞれの特性を活かした農業生産活動に参画

【農業・農村のメリット】

- ・農業労働力の確保
- ・農地の維持・拡大
- ・荒廃農地の防止
- ・地域コミュニティの維持 等



労働力の確保

【福祉(障害者等)のメリット】

- ・障害者等の雇用の場の確保
- ・賃金(工賃)向上
- ・生きがい、リハビリ
- ・一般就労のための訓練 等



新たな就労の場の確保

目指す方向

1 農業生産における障害者等の活躍の場の拡大

障害者等の雇用・就労の場の拡大を通じた農業生産の拡大。



2 農産物等の付加価値の向上

障害の特性に応じた分業体制や、丁寧な作業等の特長を活かした良質な農産物の生産とブランド化の推進。



3 農業を通じた障害者の自立支援

障害者の農業への取組による社会参加意識の向上と工賃(賃金)の上昇を通じた障害者の自立を支援。



様々な形で取組が広がる農福連携

- 農福連携は、農業経営体による障害者の雇用、障害者就労施設による農業参入や作業受託など、近年、様々な形で取組が見られている。

農業経営体が障害者を雇用 京丸園(株) (静岡県)

- 平成8年から毎年1名以上の障害者を新規雇用。従業員99名中、障害者は24名 (R2.10)。
- 障害者視点で農作業の体制を整備。作業効率化が進み、経営規模と生産量が拡大。
- 障害者雇用数に比例し売上増加 (6倍に拡大 (H9→R2))。



器具を工夫した定植作業



個人の目標を定め作業を実施

障害者就労施設が農業参入 (株)九神ファームめむろ (北海道)

- 地域における障害者活躍の場として設立。平成25年度から障害者約20名が、野菜生産や一次加工を実施。
- 利用者から支援スタッフへキャリアアップ実現。
- 平均賃金は北海道平均の約1.6倍と高水準 (H29)。



野菜の加工処理



地域食材をレストランで提供

J Aが核となるマッチング J A松本ハイランド (長野県)

- 障害者就労施設による農作業請負のマッチングを、J Aが核となって実施。
- 農家32戸が受け入れ、障害者就労施設11事業所の延べ1,161人が375回の農作業に従事 (R元年度)。



作業内容の説明

企業が障害者雇用と農業参入 ハートランド(株) (大阪府)

- コクヨ(株)が子会社で障害者7名を雇用し、葉菜類を栽培。
- 特性を的確に見極めることで播種等で作業効率を向上。
- 障害者就労施設からも年間延べ約6千人の障害者を受け入れ。



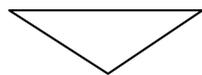
サラダほうれん草を栽培

- 農業現場では、様々な種類の作物が生産され、それぞれ多岐にわたる作業が必要（加工等を含む）。障害者が取り組みやすいよう工夫することで、働き手としての可能性が拡大。
- 自らの経営の中で、生産工程や作業体系等の見直しを行い、生産の拡大など農業経営の発展につながっている事例もある。

障害者視点で農作業の体制を整備 (農業経営体における障害者雇用事例) 京丸園株式会社 (静岡県浜松市)



- 一連の作業工程を細分化し、それぞれの作業を標準化
- 誰もが作業を担えるような器具を開発
- 作業指示が伝わりやすいよう明確化したり、作業を難易度別に区分



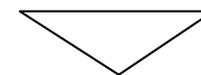
<生産工程の効率化を図り、コスト意識を持ちながら生産を拡大>

障害者雇用数に比例し売上が6倍に

障害者ごとの強みをいかした作業チームの編成 (障害者就労施設の農業参入事例) NPO法人サトニクラス (北海道月形町)



- 障害者それぞれ「収穫適期の判断ができる」、「体力がある」、「コミュニケーションが得意」等の特徴
- 各人の強みを相互にいかせるチームを編成し、連携して作業
- 作業効率が向上し、障害者だけでの作業も可能に



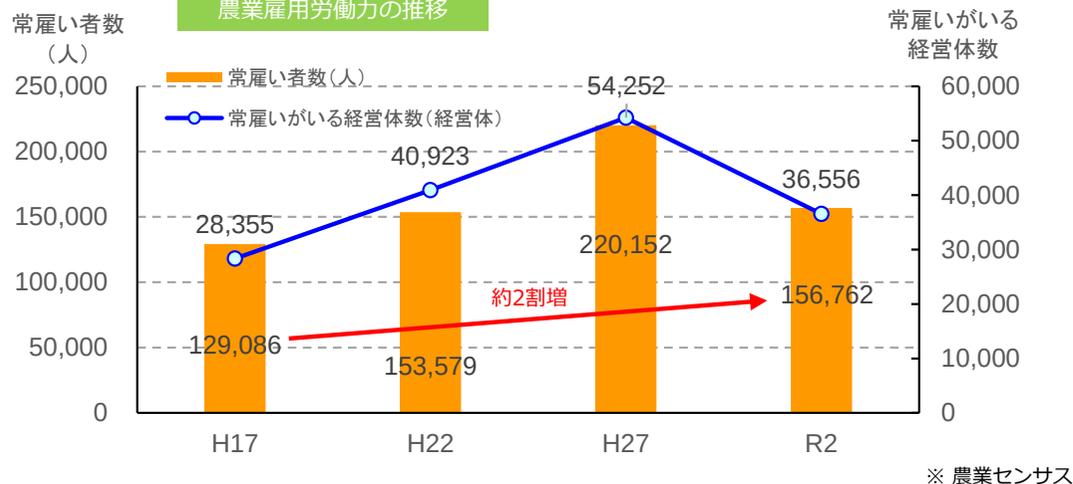
<障害者のそれぞれの強みが発揮されるよう作業を効率化>

適材適所の配置等により売上が4割増加

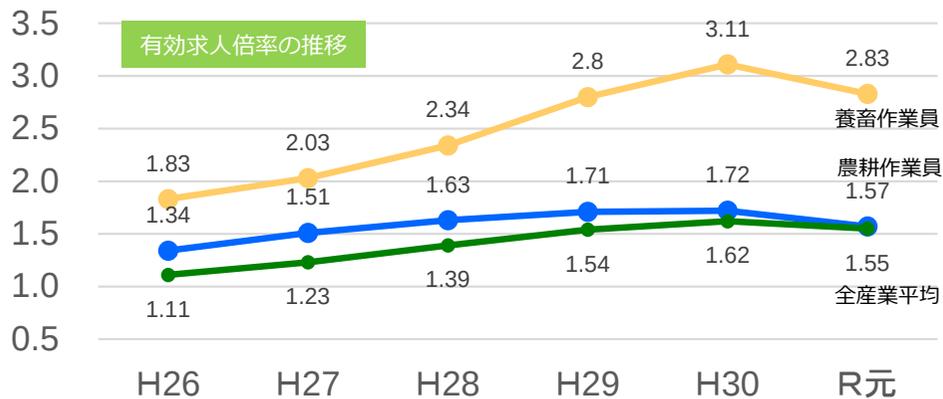
- 農福連携（農業と福祉の連携）は、障害者が農業分野での活躍を通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。
- 農福連携の取組は、障害者の就労や生きがい等の場の創出となるだけでなく、農業就業人口の減少や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながるもの。

農業現場で高まる雇用労働力ニーズ

農業雇用労働力の推移



有効求人倍率の推移



※ 厚生労働省「職業安定業務統計」

実際に農福連携に取り組んだ効果を実感

農業経営体への効果

農福連携に取り組む農業経営体の、

- **76%**が「障害者を受け入れて**貴重な人材**となった」と認識 (n = 109)
- **57%**が「労働力確保で**営業等の時間が増加**」と認識
- **78%**が5年前と比較して**年間売上額が増加** (n = 120)

障害者にとっての影響

農福連携に取り組む障害者就労施設の、

- **79%**が「**利用者が**体力がついて**長い時間働けるようになった**」、**62%**が「**利用者の表情が明るくなった**」と回答 (n = 573,606)
- **74%**が過去5年間の**賃金・工賃が増加** (n = 696)

※ 農林水産省調査（平成31年3月）による

- 農福連携等について全国的な機運醸成を図り強力に推進していくため、2019年4月に官房長官を議長とする省庁横断の「農福連携等推進会議」を設置。同年6月に開催された第2回会議において今後の推進の方向性を示した「農福連携等推進ビジョン」を決定。

構成員		有識者	
議長	内閣官房長官		
副議長	厚生労働大臣 農林水産大臣	且田 久美	株式会社九神ファームめむろ 取締役
構成員	内閣官房副長官（衆） 内閣官房副長官（参） 内閣官房副長官（事務） 内閣官房副長官補（内政担当） 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 法務省矯正局長 法務省保護局長 文部科学省初等中等教育局長 厚生労働省職業安定局長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 農林水産省大臣官房総括審議官 農林水産省農村振興局長	小池 邦子	社会福祉法人花工房福祉会 理事長
		佐藤 康博	日本経済団体連合会 農業活性化委員長
		城島 茂	TOKIO
		新免 修	山城就労支援事業所「さんさん山城」施設長
		鈴木 厚志／緑	京丸園株式会社 代表取締役／総務取締役
		鈴木 英敬	農福連携全国都道府県ネットワーク 会長
		中村 邦子	社会福祉法人白鳩会 常務理事
		中家 徹	全国農業協同組合中央会 会長
		皆川 芳嗣	一般社団法人日本農福連携協会 会長
		村木 厚子	津田塾大学 客員教授

（五十音順）

※ 「農林水産業・地域の活力創造プラン」のフォローアップ及び今後の見直し等に向け、福祉分野等との連携における農山漁村の再生に向けた取組の推進について、実効ある方策を検討するため、本会議を開催。

※ 会議の庶務は、内閣官房及び厚生労働省の協力を得て、農林水産省において処理。

I 農福連携等の推進に向けて

農福連携は、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組。年々高齢化している農業現場での貴重な働き手となることや、障害者の生活の質の向上等が期待

農福連携は、様々な目的の下で取組が展開されており、これらが多様な効果を発揮されることが求められるところ

持続的に実施されるには、農福連携に取り組む農業経営が経済活動として発展していくことが重要で、個々の取組が地域の農業、日本の農業・国土を支える力になることを期待

農福連携を全国的に広く展開し、裾野を広げていくには「知られていない」「踏み出しにくい」「広がっていない」といった課題に対し、官民挙げて取組を推進していく必要

また、ユニバーサルな取組として、高齢者、生活困窮者等の就労・社会参画支援や犯罪・非行をした者の立ち直り支援等、様々な分野にウイングを広げ、地域共生社会の実現を図ることが重要（SDGsにも通じるもの）

農福連携等の推進については、引き続き、関係省庁等による連携を強化

II 農福連携を推進するためのアクション

目標：農福連携に取り組む主体を新たに3,000創出*

1 認知度の向上

- 定量的なデータを収集・解析し、農福連携のメリットを客観的に提示
- 優良事例をとりまとめ、各地の様々な取組内容を分かりやすく情報発信
- 農福連携で生産された商品の消費者向けキャンペーン等のPR活動
- 農福連携マルシェなど東京オリンピック・パラリンピック等に合わせた戦略的プロモーションの実施

2 取組の促進

○ 農福連携に取り組む機会の拡大

- ワンストップで相談できる窓口体制の整備 ・スタートアップマニュアルの作成
- 試験的に農作業委託等を短期間行う「お試しノワーク」の仕組みの構築
- 特別支援学校における農業実習の充実
- 農業分野における公的職業訓練の推進

○ ニーズをつなぐマッチングの仕組み等の構築

- 農業経営体と障害者就労施設等のニーズをマッチングする仕組み等の構築
- コーディネーターの育成・普及
- ハローワーク等関係者における連携強化を通じた、農業分野での障害者雇用の推進

○ 障害者が働きやすい環境の整備と専門人材の育成

- 農業法人等への障害者の就職・研修等の推進と、障害者を新たに雇用して行う実践的な研修の推進
- 障害者の作業をサポートする機械器具、スマート農業の技術等の活用
- 全国共通の枠組みとして農業版ジョブコーチの仕組みの構築
- 農林水産研修所等による農業版ジョブコーチ等の育成の推進
- 農業大学校や農業高校等において農福連携を学ぶ取組の推進
- 障害者就労施設等における工賃・賃金向上の支援の強化

○ 農福連携に取り組む経営の発展

- 農福連携を行う農業経営体等の収益力強化等の経営発展を目指す取組の推進
- 農福連携の特色を生かした6次産業化の推進 ・障害者就労施設等への経営指導
- 農福連携でのGAPの実施の推進

3 取組の輪の拡大

- 各界関係者が参加するコンソーシアムの設置、優良事例の表彰・横展開
- 障害者優先調達推進法の推進とともに、関係団体等による農福連携の横展開等の推進への期待

III 農福連携の広がりの推進

「農」と「福」のそれぞれの広がりを推進し、農福連携等を地域づくりのキーワードに据え、地域共生社会の実現へ

1 「農」の広がりへの支援

林業及び水産業において、特殊な環境での作業もあることにも留意しつつ、障害特性等に応じた、マッチング、研修の促進、経営発展を目指す取組の推進、林・水産業等向け障害者就労のモデル事業の創設

2 「福」の広がりへの支援

高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者等の働きづらさや生きづらさを感じている者の就労・社会参画の機会の確保や、犯罪や非行をした者の立ち直りに向けた取組の推進

農福連携等推進ビジョンに基づく各種取組の推進

現状・課題

「知られていない」

- これまでは関心のある福祉関係者等を主なターゲットとしたセミナー等が中心で、国民全体への理解促進に向けた取組が十分行われてきていない。

「踏み出しにくい」

- 農業現場において障害特性を踏まえた助言等を行うことができる人材が不足している。
- 農業現場において障害者等を受け入れるためには、働きやすい環境を整備するとともに、農福連携の取組を通じ、その経営が経済活動として発展していくことが重要。

「広がっていない」

- 農福連携を全国的に広く展開させて、各地域において農福連携が定着するために、国・地方公共団体、関係団体等のもとより、経済界や消費者、更には学識経験者等の様々な関係者を巻き込んだ国民的運動として推進していくことが重要。

認知度の向上

取組の促進

取組の輪の拡大

対応

戦略的プロモーションの展開

- ノウフクJASを始めとするノウフク商品の消費者向けキャンペーンやメディアを活用した**戦略的プロモーションの実施**



ノウフクJAS認証第1号

農福連携を支援する専門的な人材の育成

- 農業分野における障害者の職場定着を支援する専門人材である「**農福連携技術支援者**」(いわゆる**農業版ジョブコーチ**)の研修制度を構築



人材育成研修 (三重県の例)

農福連携に取り組む環境整備・経営発展の支援

- 農山漁村振興交付金(農福連携対策)により、障害者を受け入れる際に必要となる**休憩所や手すり等の安全施設**、障害者等の雇用就労を目的とした**農業用ハウスや加工施設等の整備**を支援



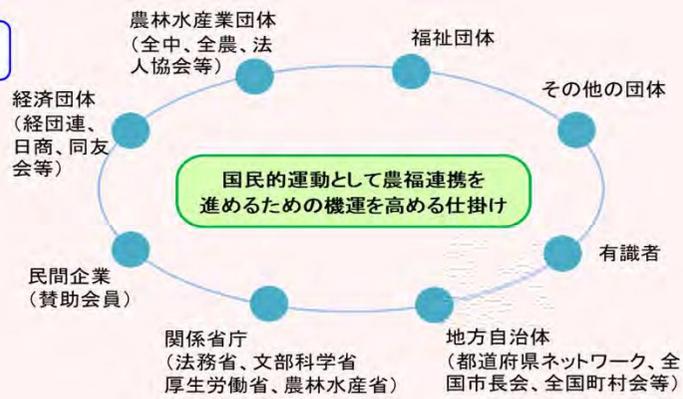
農業生産施設
水耕栽培ハウス



休憩所、トイレの整備

国民的運動を展開する基盤の形成

- 国民的運動として農福連携を進めるための機運を高める仕掛けとして、各界の関係者が参加する**コンソーシアムを設置**。今後、「ノウフク・アワード」選定による**優良事例の表彰・横展開**等を実施。



農山漁村発イノベーション推進・整備事業（農福連携型）

【令和5年度予算概算決定額 9,070（9,752）百万円の内数】

<対策のポイント>

農福連携の一層の推進に向け、**障害者等の農林水産業に関する技術習得、障害者等に農業体験を提供するユニバーサル農園※の開設、障害者等が作業に携わる生産・加工・販売施設の整備、全国的な展開に向けた普及啓発、都道府県による専門人材育成の取組等**を支援します。

※ 農業分野への就業を希望する障害者等に対し農業体験を提供する農園

<事業目標>

農福連携に取り組む主体を新たに創出（3,000件 [令和6年度まで]）

<事業の内容>

1. 農山漁村発イノベーション推進事業（農福連携型）

① 農福連携支援事業

障害者等の**農林水産業に関する技術習得、作業工程のマニュアル化、ユニバーサル農園の運用、移動式トイレの導入等**を支援します。

【事業期間】 2年間

【交付率】 定額（上限150万円等）

② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業

農福連携の**全国的な横展開に向けた取組、農福連携の定着に向けた専門人材の育成等**を支援します。

【事業期間】 1年間

【交付率】 定額（上限500万円等）

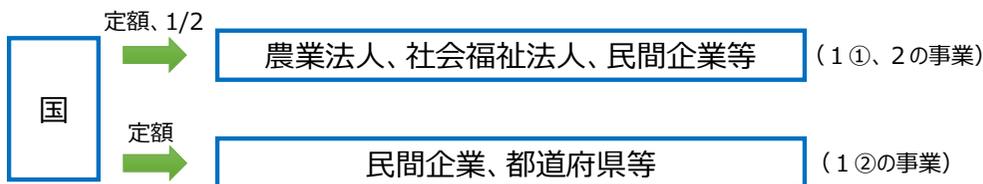
2. 農山漁村発イノベーション整備事業（農福連携型）

障害者等が作業に携わる**生産施設、ユニバーサル農園施設、安全・衛生面にかかる附帯施設等の整備**を支援します。

【事業期間】 最大2年間

【交付率】 1/2（上限1,000万円、2,500万円等）

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 農山漁村発イノベーション推進事業（農福連携型）

① 農福連携支援事業



農産加工の実践研修



養殖籠補修・木工技術習得



移動式トイレの導入



ユニバーサル農園の運用

② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業



普及啓発に係る取組



人材育成研修

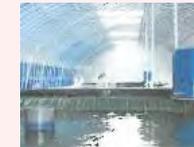
2. 農山漁村発イノベーション整備事業（農福連携型）



農業生産施設（水耕栽培ハウス）



苗木生産施設



養殖施設



休憩所、トイレの整備



園地、園路整備



処理加工施設

【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課（03-3502-0033）

- 農福連携に取り組む農業法人や福祉サービス事業者等に対するソフト・ハード一体的な支援
- 都道府県が行う専門人材の育成等を支援

農福連携の取組

【事業実施主体】

- ・ 農林水産業を営む法人
- ・ 社会福祉法人
- ・ 医療法人
- ・ 特定非営利活動法人
- ・ 一般社団法人
- ・ 一般財団法人
- ・ 公益社団法人
- ・ 公益財団法人
- ・ 地域協議会※
- ・ 民間企業（ほか）

※地域協議会の構成員に市町村を含むこと
※※個人に対する助成はできません※※

実践団体への支援

・ 課題の把握
・ 事例の蓄積

専門人材による助言

都道府県

○ 農福連携に取り組もうとする農業法人と福祉事業所のマッチングや職場定着を支える専門人材を育成・派遣

都道府県への支援

○ このほか、全国的な普及啓発や官民一体での取組により農福連携の認知度の向上及び取組を促進。

＜ソフト対策＞ 推進事業（農福連携型のうち農福連携支援事業）

技術習得や分業体制の構築	作業の効率化や生産物の品質向上等、農福連携を持続するための取組、ユニバーサル農園※ ¹ の開設、移動可能なトイレのリース導入に必要な経費を支援 <ul style="list-style-type: none"> ○ 専門家の指導による農産物等の生産技術、加工技術、販売手法、経営手法等の習得を行うための研修、視察等 ○ 職業訓練的体験を提供するユニバーサル農園の運用初期に必要な管理・指導者の配置、農産物栽培に要する消耗資材等 ○ 分業体制の構築、作業手順の図化、マニュアル作成 注) 雇用・就労する障害者等の賃金や法人運営費は助成対象外	事業実施期間：2年間 (+自主取組：1年間) 交付率等：定額 上限：150万円/年 300万円/年※ ² (マニュアルを作成する場合は初年度に40万円を加算)
---------------------	--	---

※¹ 農業分野への就業を希望する障害者等に対し、農業体験を提供する農園。
 ※² 整備事業（農福連携型）【ハード対策】のメニューのうち「経営支援」を実施する場合。

＜ハード対策＞ 整備事業（農福連携型）

農林水産物生産施設等の整備	障害者や生活困窮者の雇用・就労、高齢者の生きがいづくりやリハビリを目的とした農林水産物生産施設（農園、園路の整備を含む）、農林水産物加工販売施設※ ³ 、休憩所、衛生設備、安全設備等の整備	事業実施期間：2年以内 交付率等：1/2 上限：下記のとおり※ ⁴
----------------------	---	--

※³ 加工販売施設に供する農産物等は事業実施主体及び連携する者が生産したものが過半を占めること。
 ※⁴ 各メニューの上限額：簡易整備（200万円）、介護・機能維持（400万円）、高度経営（1,000万円）、経営支援（2,500万円）

【推進事業（農福連携型のうち農福連携支援事業）及び整備事業（農福連携型）の主な要件】

農林水産分野の作業に携わる、障害者、生活困窮者（就労に向けた支援計画策定者）、高齢者（要介護認定者）を事業実施3年目までに5名以上増加させること。ただし、生活困窮者については障害者との組み合わせであって、過半数が障害者であること。

＜ソフト対策＞ 推進事業（農福連携型のうち都道府県専門人材育成支援事業）

農福連携を支援する人材の育成	農林水産業の現場における障害者の雇用・就労に関してアドバイスする専門人材（農福連携技術支援者）※ ⁵ 、障害者就労施設等による農作業請負（施設外就労）のマッチングを支援する人材（施設外就労コーディネーター）等の育成	事業実施期間：1年間 交付率等：定額 上限：500万円/年
-----------------------	--	-------------------------------------

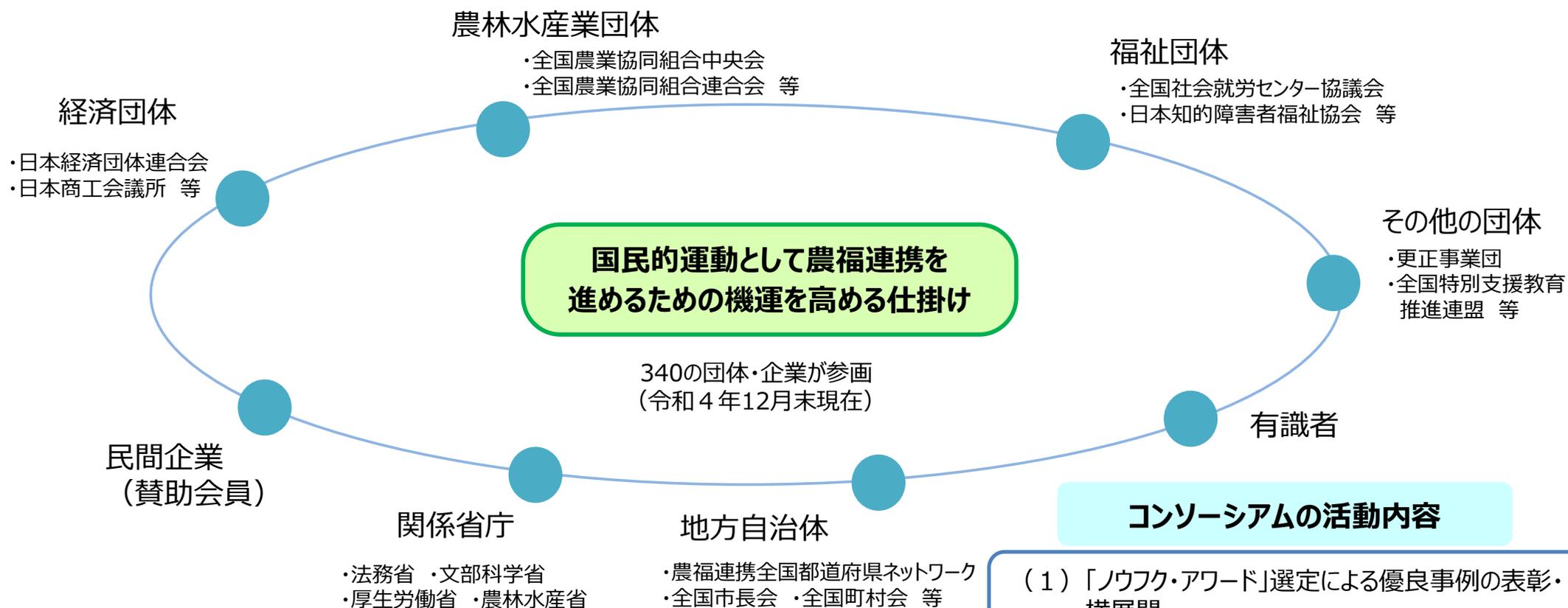
※⁵ 農林水産省のガイドラインに基づく研修を受講し、認定された者

※原則、併せ行うこと

農福連携等応援コンソーシアムの設立

- 国、地方公共団体、関係団体等はもとより、経済界や消費者、更には学識経験者等の様々な関係者を巻き込んだ国民的運動として農福連携等を展開していくため、令和2年3月、各界の関係者が参加し、農福連携等を応援するコンソーシアムを設立。

農福連携等応援コンソーシアムの構成



コンソーシアムの活動内容

- (1) 「ノウフク・アワード」選定による優良事例の表彰・横展開
- (2) 農福連携等を普及・啓発するためのイベントの開催
- (3) 農福連携等に関係する主体の連携・交流の促進
- (4) 農福連携等に関する情報提供 等

コンソーシアム入会に関するお問合せ先

農林水産省 農村振興局 農村政策部 都市農村交流課 農福連携推進室
TEL : 03-3502-0033
<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/conso.html>

農業と福祉がつながって、日本を元気に!

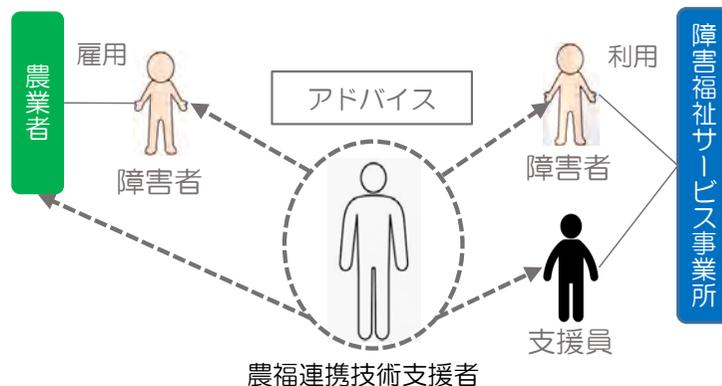


- 令和元年6月に決定した農福連携等推進ビジョンにおいて、「農業版ジョブコーチの仕組みを**全国共通の枠組み**として構築し、専門人材を育成する」としており、令和2年度から、「**農福連携技術支援者育成研修**」（いわゆる「農業版ジョブコーチ育成研修」）を**全国共通の枠組み**として実施。
- 本研修は、農林水産省が農林水産研修所つくば館水戸ほ場で実施するほか、研修プログラムを農林水産省が策定した**基準プログラム**に準拠させることで、**都道府県が実施**することも可能。
- 農林水産省は、全ての研修課程を受講し、必要な知識と技術を身につけたと認められる者を研修修了者として認定。認定された者は、「**農福連携技術支援者（農林水産省認定）**」として、現場において支援。

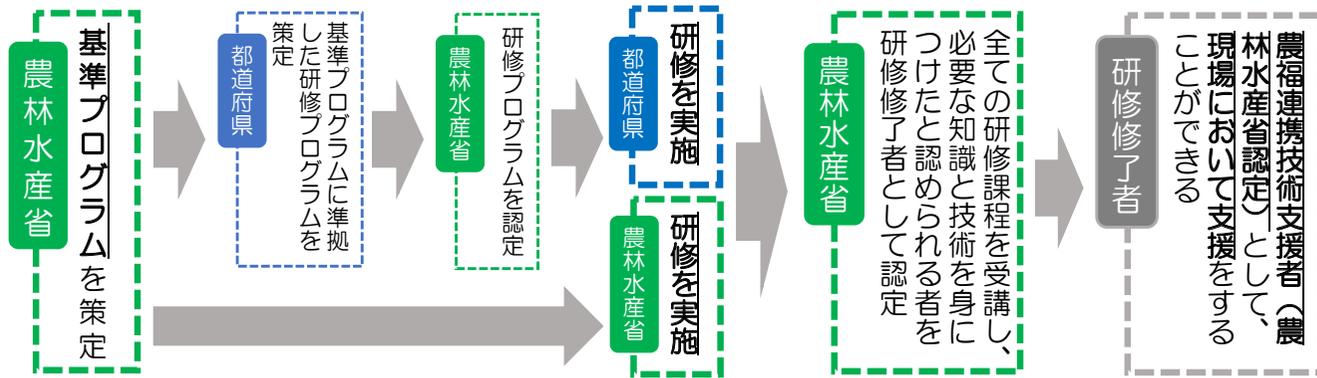
1. 育成する人材

農福連携技術支援者

- ① 農業者
 - ② 障害福祉サービス事業所の支援員
 - ③ 障害者本人
- の3者に対し、具体的に、農福連携を現場で実践する手法をアドバイスする人材。



2. 育成の枠組み



3. 基準プログラム

研修形式と期間

- (1) 座学講義 3日間程度
- (2) 演習・実地研修 4日間程度
- (3) 修了試験（農林水産省が作成）

カリキュラム

- ・ 障害者雇用と障害福祉サービス事業の仕組み
- ・ 障害特性と職業的課題の基礎
- ・ 障害特性に対応した農作業支援技法
- ・ 農業者による農福連携の経営実務
- ・ 農作業における作業細分化・難易度評価の技法など

4. 研修の受講者

受講対象者

農業・福祉等の関係者を幅広く想定

受講定員

各回につき20名程度

農福連携の普及啓発の取組



みんなで耕そう！ 人・地域・未来の豊かな循環

ノウフク・アワード 2022 多様で能力豊かなノウフク(農福連携等)の取り組みを募集します。

エントリー受付中!

2022年 8月3日(水)~10月3日(日)

noufuku.jp/award

農福連携等応援コンソーシアム

(ノウフク・アワード)

全国で農福連携に取り組んでいる団体・企業や個人を募集し、農福連携の優れた取組をノウフク・アワードとして表彰。国民運動としての機運を高め、農福連携の全国的な展開につなげることを目的として開催。

3年目の開催となる令和4年度は、ノウフク・アワード2022を開催し、令和5年2月に表彰式を実施する予定。

※ノウフク・アワード2021表彰式動画URL：

<https://youtu.be/qWIHjM3IbRk>



(ノウフク・マルシェ)

農福連携に取り組んでいる地域の農産物及びノウフクJAS商品を販売。

全国の農福連携の取組や商品のすばらしさを多くの人に知ってもらおうとともに、農業で活躍する障害者の皆さんを応援することを目的として開催。

開催日：令和4年10月27日(木)

場所：二子玉川ライズ ガレリア

みんなで耕そう！
ノウフク
Noufuku Project

2022
ノウフク
マルシェ
Noufuku Marché 2022

10月27日(木) 10:00~17:00

会場：二子玉川ライズ ガレリア

農福連携等応援コンソーシアム

37事業者が
認証取得済み
(令和4年8月)

- 農業分野での障害者就労の支援、農業の担い手不足や障害者の就労先不足など農業・福祉における諸課題の解消につながる「農福連携（ノウフク）」の取組が推進される一方で、ノウフクの取組が広く認知されていない状況。
- 障害者が携わって生産した農林水産物及びこれらを原材料とした加工食品の生産方法及び表示の基準を規格化することにより、次の効果が期待。
 - ① 障害者が携わった食品の信頼性が高まり、人や社会・環境に配慮した消費行動（エシカル消費）を望む購買層に訴求することが可能に。
 - ② 「農福連携（ノウフク）」の普及を後押しすることで、農業・福祉双方の諸課題解決ツールに。

規格等の内容

- 農林水産物の主要な生産行程に障害者が携わっている
- 障害者が携わった生産行程の情報提供
- 加工食品において使用する原材料やその管理
- 包装・容器等への表示の方法及び内容

ノウフク生鮮食品

例 障害者が除草、収穫に携わった場合（いちご）

回答イメージ: このいちごは除草と収穫の作業に障害者が携わりました。

作業記録: 定植 ○, 除草 ○, 収穫 ○, 調整 ○

農福連携 JAS 農福連携いちご (〇〇県産) <問合せ先> Tel: XXX-XXXX

ノウフク加工食品

原材料: SUGAR, 農福連携 JAS (いちご)

加工食品: ノウフク JAM

農福連携 JAS 農福連携

ノウフクいちご使用: ノウフクとは、障害者が農林水産業における生産行程に携わる取組みのことです。

名称	いちごジャム
原材料名	いちご、砂糖
内容量	300g
賞味期限	……
保存方法	……
製造者	〇〇株式会社